

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において**適正に処理することが義務付けられています(廃棄物処理法第3条)。

しかし、**排出するごみが少量の事業所については**、それぞれで契約することが困難な場合があるため、平成16年10月から**特例的に市が収集を行っています**。

事業系ごみの出し方

あなたの事業所から出るごみの量は？

一回の排出量が…
多量または、自己処理

- ・業者委託
- ・自己搬入



※廃棄物の処理(収集運搬・処分)を業者に委託する場合は、自治体(一般廃棄物であれば八王子市、産業廃棄物であれば東京都)の許可を有しているかを確認してください。
※産業廃棄物は市の清掃工場に搬入できません。



少量排出事業系ごみ収集

一回の排出量が… 可燃ごみ40L以下(週に2回)
不燃ごみ80L以下(2週に1回)

ごみ減量対策課に登録



※家庭用指定収集袋は使用できません。

事業系指定収集袋
に入れて事業所の
前に出す



少量排出事業所の登録について

少量排出事業系ごみ収集制度を利用するには、「ごみ減量対策課」に事前に登録が必要です。別紙登録用紙に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送またはFAXでお申し込みください。

八王子市環境部
ごみ減量対策課

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号
TEL:042-620-7256 FAX:042-626-4506
Eメール:b111200@city.hachioji.tokyo.jp

※八王子市ホームページ内 (<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>) にも登録申込書があります。

事業系指定収集袋の購入方法及び種類と価格

- 購入方法: 別紙に販売店舗を掲載しています。
- 種類と価格

種類	袋の色	10リットル	20リットル
可燃ごみ専用	灰色	650円/10枚	1,300円/10枚
不燃ごみ専用	紫色	—	1,300円/10枚



可燃ごみ専用 不燃ごみ専用

ごみの出し方

家庭ごみの出し方とは分別が異なります

ごみとして出せるもの ※ごみを出す際は袋の口をしぼってください。

可燃ごみ 1週間に2回 収集量は1回につき40リットル分まで



事業系可燃ごみ専用袋に入れて出してください。

事業活動に伴って発生する不燃ごみ・有害ごみは産業廃棄物ですが、下記のものに限り市でも処理します。

不燃ごみ 2週間に1回 収集量は1回につき80リットル分まで

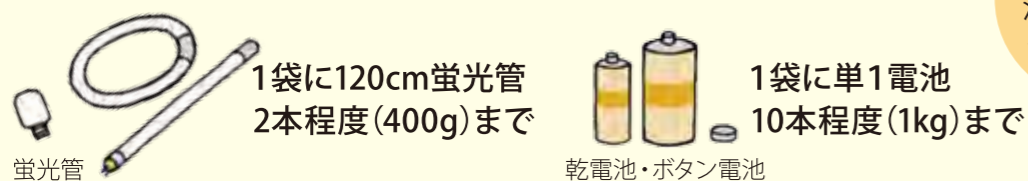


従業員が飲食した後の弁当容器など

※空のペットボトル、びん、缶はなるべく購入した販売店に返却するなどして処理してください。

事業系不燃ごみ専用袋に入れて出してください。

有害ごみ 2週間に1回 収集量は1回につき1袋まで



1袋に120cm蛍光管
2本程度(400g)まで

1袋に単1電池
10本程度(1kg)まで

不燃ごみとは
混ぜないで
ください

事業系不燃ごみ専用袋に有害ごみだけを入れて出してください。

紙類の出し方

資源物は紙類に限り、それぞれ1回2束まで無料で回収します。ひもで束ねたうえで、登録番号または事業所名を見やすい場所に記載して出してください。



登録番号または
事業所名を記載

資源物(紙類)として出せるもの

ダンボール 2週間に1回 1回2束まで



目印はこの断面



1束は
1辺の長さ70cm
高さ10cmまで



※粘着テープははがしてください。



登録番号または
事業所名を記載

雑誌・雑紙 2週間に1回 1回2束まで



1束の高さは
30cmまで



登録番号または事業所名を記載

※小さな雑紙は、紙袋に入れるなどして出してください。
※シュレッダー紙などの細かい紙は、飛散しないよう封筒に入れるなどして出してください(ビニール袋には入れないでください)。
※個人・法人情報等の漏えいの責任は負いかねますので、ご了承ください。

新聞 月に2回 1回2束まで

1束の高さは
30cmまで



※新聞折込広告は新聞と一緒に出すことができます。

登録番号または
事業所名を記載

紙パック 2週間に1回 1回2束まで 1束10枚まで

牛乳やジュースなどの紙パック(内側が銀色や茶色なども含む)



登録番号または事業所名を記載

すすぐ 切り開く 乾かす

※注ぎ口がプラスチックの場合は切り取って不燃ごみへ。

ごみ・紙類を出す際の注意事項

収集日・収集時間

- 収集日は登録後に配布するカレンダーで確認してください。
(八王子市ホームページにも掲載しています)
- **収集日当日の朝8時30分まで**に出してください。
(八王子駅北口周辺の早朝収集地区については、朝7時30分までに出してください)



出す場所

- 原則として公道に面した敷地内に出してください。
- 住居と店舗を併設している建物については、家庭ごみと混ざらない場所に出してください。
- ビルについては、ビル管理者と調整のうえ、1階の適切な場所を確保してください。

出し方

- 事業所がお住まいと一緒に場合は、生活から出るごみは家庭用指定収集袋を使用し、**事業活動から出るごみについては事業系指定収集袋**を使用してください。
- 排出方法等でルール違反のごみは収集しません。また、ルール違反で出されたごみについては、後日調査・指導することもあります。
- **事業系指定収集袋に登録番号または事業所名を記入**してください。

収集しないもの

- 2ページごみとして出せるものに挙げたもの以外については、産業廃棄物となるので市では処理できません。**産業廃棄物は指定収集袋に入れなくてください。**
- 事業所から出る資源物(3ページに記載している紙類を除く)については、市では回収を行っていません。資源回収業者と契約するなど、従来どおり自己責任での処理をお願いします。なお、資源回収業者に持ち込むことにより無料で処理できる場合もあります。

その他

- 登録内容を確認・変更・中止する場合は、ごみ減量対策課に連絡してください。
- 戸吹清掃工場、館清掃事業所及び南大沢清掃事業所には、無料の「紙資源持込場所」を設置しています。また、一部の市民部事務所等に設置している「紙資源持込場所」も事前にごみ減量対策課に登録すれば利用できます。



平成23年4月発行

八王子市環境部ごみ減量対策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL:042-620-7256 FAX:042-626-4506
Eメール:b111200@city.hachioji.tokyo.jp